

**「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」運営支援事業業務委託
公募型プロポーザル企画提案説明書**

1 件名

「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」運営支援事業業務委託

2 委託内容

別紙仕様書のとおり

3 履行期限

令和4年2月10日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他

5 提案上限額

13,500,000円（消費税及び地方消費税を除く）

6 参加資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」に搭載されていること。又は、競争入札参加資格を申請中であること。（申請中の場合は、契約締結までに名簿に登載される必要がある。）
- (4) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。
- (5) 3年以内に国又は地方公共団体から、本業務と同様の業務（介護予防・日常生活支援総合事業に関する調査研究、又は同事業に関する施策の企画立案等を支援する業務）を受託した実績があること。
- (6) この委託業務について、確実に履行することができること。

7 スケジュール

内 容	実施主体	日 程
公募開始 (参加意向申出書の配布開始)	市	令和3年12月8日(水)から
参加意向申出書等の受付	提案者→市	令和3年12月14日(火)まで
参加資格確認審査結果の通知	市→提案者	令和3年12月17日(金)まで
質問書の受付	提案者→市	令和3年12月21日(火)まで
質問書への回答	市→提案者	令和3年12月27日(月)まで
提案書等の提出	提案者→市	令和4年1月11日(火)まで
プレゼンテーションの実施、 選定審査委員会	提案者	令和4年1月18日(火)午前
選定結果通知	市→提案者	プレゼンテーション、選定審査委員会終了後、行政内部手続き完了後通知する。 ※令和4年1月下旬を予定
契約締結		令和4年2月10日付を予定
業務開始		令和4年2月10日～

8 提出書類一覧

提出時期		提出書類名	部数
①参加意向申出書提出時 令和3年12月14日(火)まで	1	参加意向申出書(様式1)	1部
	2	実績表(様式2)	1部
	3	実績を証する書類(契約書の写し、 補助事業の決定通知の写し等)	1部
	4	コンプライアンス(法令遵守)に関する 申告書(様式3)	1部
	5	誓約書(様式4)	1部
	6	競争入札参加資格審査申請書の写し ※申請中の場合のみ	1部
②質問書提出時 令和3年12月21日(火)まで	1	質問書(様式5)	1部
③提案書提出時 令和4年1月11日(火)まで	1	提案書(任意様式)	10部 (正本1部 副本9部)
	2	提案書に記載した内容に関する参考 資料(任意)	10部
	3	要件確認書(様式6)	1部
	4	見積書(任意様式)	1部

9 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局（提出場所と同じ）まで連絡すること。

また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和3年12月8日（水）から12月14日（火）まで
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 専門支援担当 担当 竹田・佐々木
電話：044-200-3801 FAX：044-200-3926

(3) 提出書類

8①のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参
*持参の場合は、事前に電話連絡すること
*郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 提案参加資格審査確認

提案参加資格の審査結果は、参加意向申出書を提出したすべての業者に対して、文書にて、令和3年12月17日（金）までに通知する。

10 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和3年12月17日（金）から12月21日（火）午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書様式（様式5）を本市ホームページからダウンロードした上で、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること

(3) 回答方法

市は、すべての質問について、令和3年12月27日（月）までに回答を行う

11 提案書等の作成

(1) 提案書の作成

提案書については、次表の①～⑦の項目について、A4片面（横向き）・25枚以内で、分かりやすく作成すること。（様式任意、フォントサイズは自由）

なお、記載順等については、必ずしも表の並びに倣う必要はない。

また、提案書を補完する参考資料の提出は、A4片面10枚までの範囲内で認める。

基本事項	①	会社概要	名称、設立年月日、従業員数、主な事業内容及び企業方針・企業理念について記載すること。
業務実績	②	業務実績	<u>3年以内に国又は地方公共団体から受託した、本業務と同様の業務（介護予防・日常生活支援総合事業に関する調査研究、又は同事業に関する施策の企画立案等を支援する業務）</u> における発注者等（省庁名や地方公共団体名等）・業務名・業務内容・受託期間、履行にあたり工夫した点を記載すること。業務実績が複数ある場合は、最大で3つまで記載すること。
企画提案	③	課題認識	介護予防・日常生活支援総合事業の政策的な目的や施策の全体像を整理した上で、地方公共団体が取り組むべき課題として認識している事項を記載すること。
	④	地域リハビリテーション	本市が推進する地域リハビリテーション施策の方針を踏まえ、地域リハビリテーション支援拠点による支援事例の検証・評価の実施方法を記載すること。
	⑤	基本的な考え方	本市の状況や特徴等に関する見解を示した上で、本業務に対する基本的な考え方と、提案者の役割・姿勢を記載すること。
	⑥	会議の進め方	会議の進め方について、全体のスケジュール案を提示した上で、各回のテーマ設定及びとりまとめに向けた議論の整理方法を記載すること。
	⑦	効果	本業務によって、本市における介護予防・日常生活支援総合事業の展開にもたらすと考える効果を記載すること。
運営体制	⑧	運営体制	本業務の実施に係る責任者や研究員等の人員体制を記載すること。

(2) 要件確認書の作成について

要件確認書（様式6）内の必要事項を記載すること。

(3) 見積書の作成

当業務委託の全期間分（令和3・4年度分）の総額を記載すること。

金額は消費税及び地方消費税抜きで算出し、単位を円で記載すること。

提案上限額は、総額13,500,000円とする。（消費税及び地方消費税抜き）

なお、会議の運営経費（委員謝金、会場借上費）は1,250,000円、地域リハビ

リレーション支援拠点の検証・評価経費（学識経験者謝金）250,000円として見込むこと。（消費税及び地方消費税抜き）

（4）作成における注意事項等

- ① 提案書には表紙をつけ、表題、会社名、代表者職氏名、提出年月日を記載すること。
- ② 提案書及び参考資料の様式は、全てA4横版とすること。
- ③ 提案書及び参考資料は、提案書提出時に紙媒体に加え電子媒体でも提供すること（次の電子メールアドレスに電子メールにて送付でも可）。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

- ④ 提案書（正本）の表紙及び見積書には、実印（代表者印）を押印すること。
- ⑤ 要件確認書及び見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

（5）その他注意事項等

- ① 見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。
- ② 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した辞退届を提出日までに提出すること。様式は任意とする。
- ③ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加業者の負担とする。また、提案書等の提出書類の著作権は、提案参加業者に帰属する。

1.2 提案書等の提出日時及び場所等

（1）提出日時

令和4年1月4日（火）から1月11日（火）午後5時まで *土日・休日を除く

（2）提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 専門支援担当

（3）提出書類

8③のとおり

（4）提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

*持参の場合は、事前に電話連絡すること

*郵送の場合は、提出期間内に必着

（5）注意事項

提案書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

1.3 プレゼンテーションの実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

（1）開催日時及び開催場所

令和4年1月18日（火）午前

※プレゼンテーションの開催時間及び開催場所については、提案参加業者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は、最大3名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書に基づき、原則として本業務の実施責任者及び担当する者がプレゼンテーション及び質疑応答を実施するものとする。プレゼンテーションは15分以内、質疑応答は10分以内とし、説明の際、プロジェクターの使用は不可とする。

1.4 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点する。詳細は、『「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」運営支援事業業務委託・受託予定者の選定基準』を参照のこと。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

1.5 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができる。

1.6 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.7 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

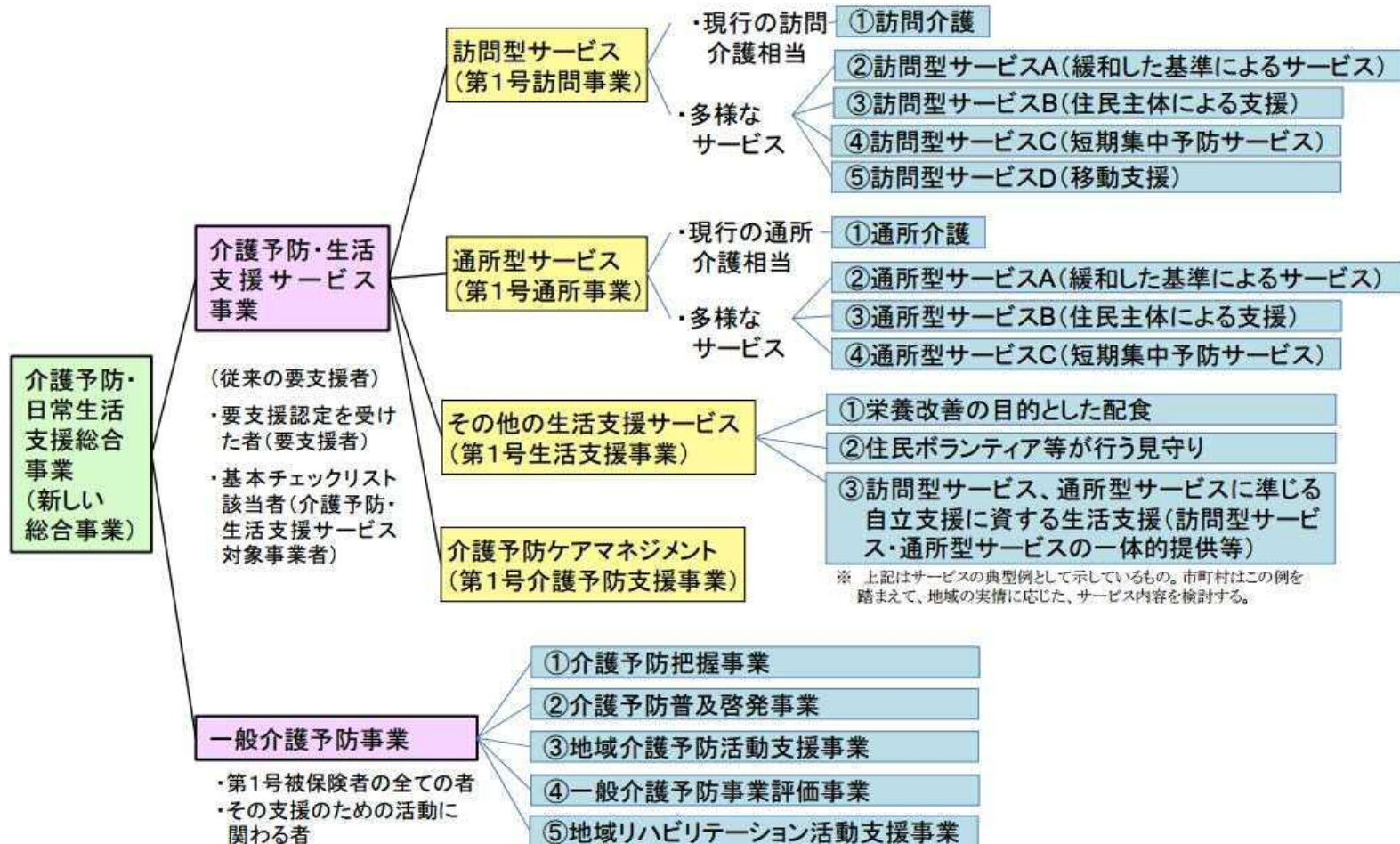
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 専門支援担当 竹田・佐々木

電話 044 (200) 3801 メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

企画提案説明書・補足資料

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

- 住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的として、平成27年度に創設
- 介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業により構成
- 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定を受けた者と基本チェックリスト該当者が対象
- 一般介護予防事業は、第1号被保険者の全ての者とその支援のための活動に関わる者が対象



本市における経過

平成29年度 介護予防・生活支援サービス事業を開始

※介護予防把握事業は「ひとり暮らし高齢者等実態調査」、介護予防普及啓発事業は「いこい元気広場事業」、地域介護予防活動支援事業は「区役所における介護予防事業」として位置付けて実施

平成30年度 住民主体による要支援者等支援事業(通いの場)

令和元年度 ★小地域における生活支援体制整備モデル事業を開始(小規模多機能型居宅介護事業所において実施)

令和3年度 地域リハビリテーション活動支援事業を開始(地域リハビリテーション支援拠点において実施)
短期集中予防サービスを創設(地域リハビリテーション支援拠点による助言を受けて提供)

☆令和3年度から、在宅療養推進協議会において、予防的アプローチについて検討を開始

国の事業名		本市における取組状況
介護予防・生活支援サービス事業		サービスB(住民主体による支援)は未実施
一般介護予防事業	介護予防把握事業	ひとり暮らし高齢者等実態調査
	介護予防普及啓発事業	いこい元気広場事業
	地域介護予防活動支援事業	区役所における介護予防事業 住民主体による要支援者等支援事業
	一般介護予防事業評価事業	未実施
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション支援拠点

【生活支援体制整備事業】

コーディネーターの配置や協議体の設置を通じて、地域資源や困りごとを把握・整理し、地域課題の解決に向けて話し合いながら、支え合い活動を推進できる組織・人材の育成を進める事業

本市では、区・地域ケア推進課を第1層コーディネーター、地域支援課を第2層コーディネーターとして位置付けつつ、小規模多機能型居宅介護においても並行して実施

あり方検討の必要性

- **対象者像と事業体系の関係性の整理が必要**
 - ・元気高齢者、フレイル、要介護者等事業対象者像の整理と、それぞれに対応する事業・取組の存否や必要性が未検証
- **介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の連動性の確保が必要**
 - ・把握事業や普及啓発事業から、どのように具体的な取組につなげていくか未整理
 - ・要支援の認定を受けた者を、どのように必要な支援につなげていくか未検討
- **自立支援・重度化防止の取組を推進することが必要**
 - ・事業対象者の日常生活の中で、どのように自立支援・重度化防止を進めていくか
 - ・地域リハビリテーション支援拠点と他事業との連動性が未調整
- **地域の多様な主体による協力体制が必要**
 - ・介護予防サービス以外の社会資源も活用しつつ、どのように自立支援・重度化防止の機会を広げていくか
 - ・生活支援体制整備事業との関係が未整理

検討課題

- ① 事業対象者の特性やニーズの把握・分析
- ② 事業対象者の把握するための手法と地域資源・サービスへのつなぎ方
- ③ 多様な地域資源・サービスを活用・創出するための方策
- ④ 自立支援・重度化防止を推進するための手法や体制
(地域リハビリテーション支援拠点による取組効果の検証・評価を含む)

※生活支援体制整備事業との関係性についても、合わせて整理

総合事業の体系化を図ることにより、

- ◆ 支援を必要とする者に、的確な支援を提供する
- ◆ 効率的・効果的な支援の提供体制を構築する
- ◆ 自立支援・重度化防止を継続的に推進する仕組みを整備する

地域リハビリテーション支援拠点事業の概要

1. 事業の目的

今後のさらなる要介護高齢者の増加を見据え、質の高い在宅医療・介護サービスを包括的かつ効率的に提供できるようにするため、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与する体制を構築し、サービスの質の向上と多様な分野の連携を促進する。

2. 業務内容

- ①介護支援専門員等の求めに応じて、リハビリ専門職が、利用者宅への訪問やカンファレンスへの同席、介護サービス事業所への助言等を行いながら、サービスの導入に必要な評価やサービス内容の調整等を支援する。
- ②医療機関・介護保険施設・居宅介護サービス事業所・地域包括支援センター等が実施する地域住民を対象とした事業等に対して、リハビリ専門職が助言等を行いながら、地域リハビリテーションを普及・啓発する。

3. 対象エリア

地域リハビリテーション支援拠点施設から、自動車で概ね30分の範囲

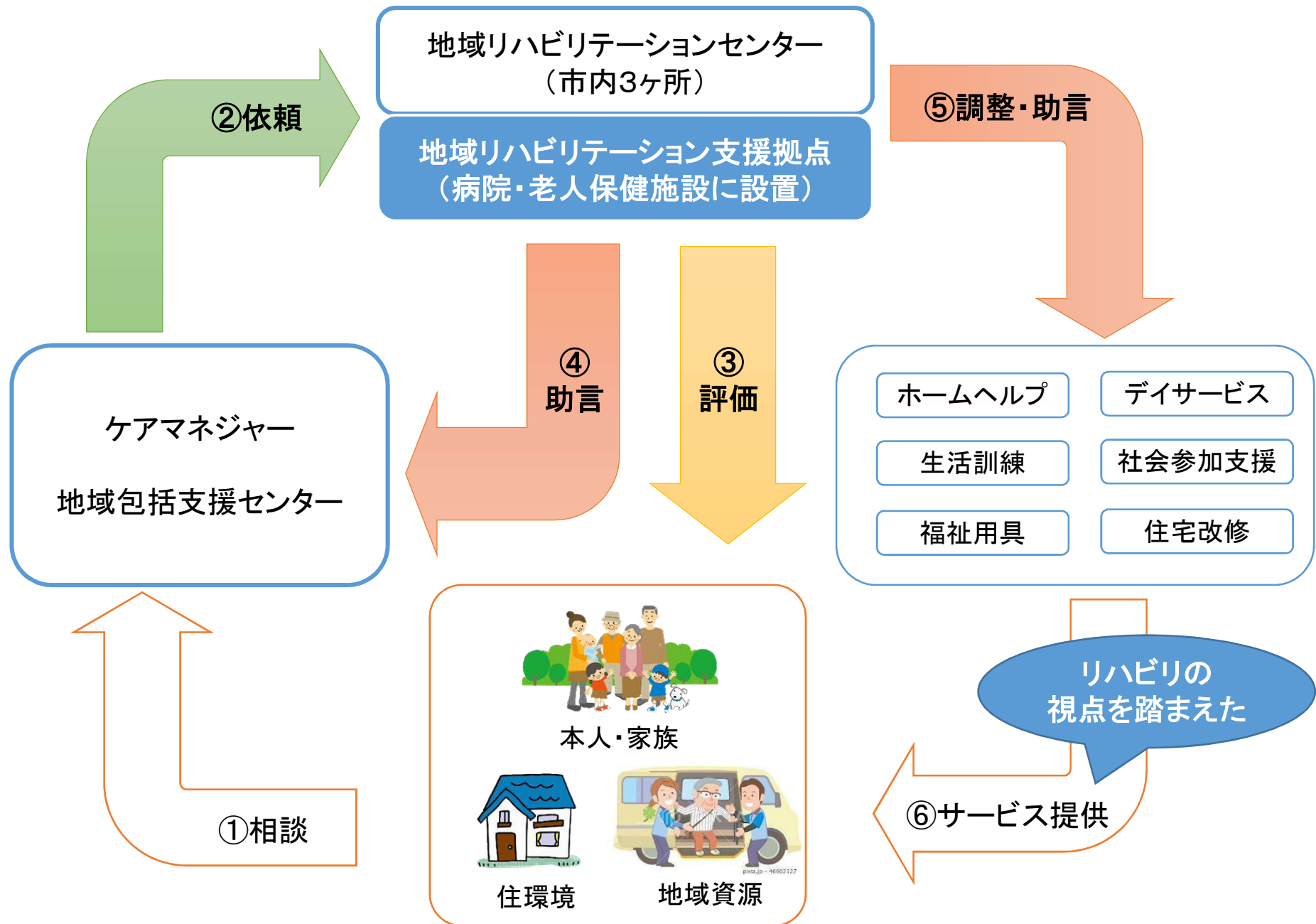
4. 職員配置

- (1)コーディネーター(リハビリ専門職)
- (2)調整員(ソーシャルワーカー等)

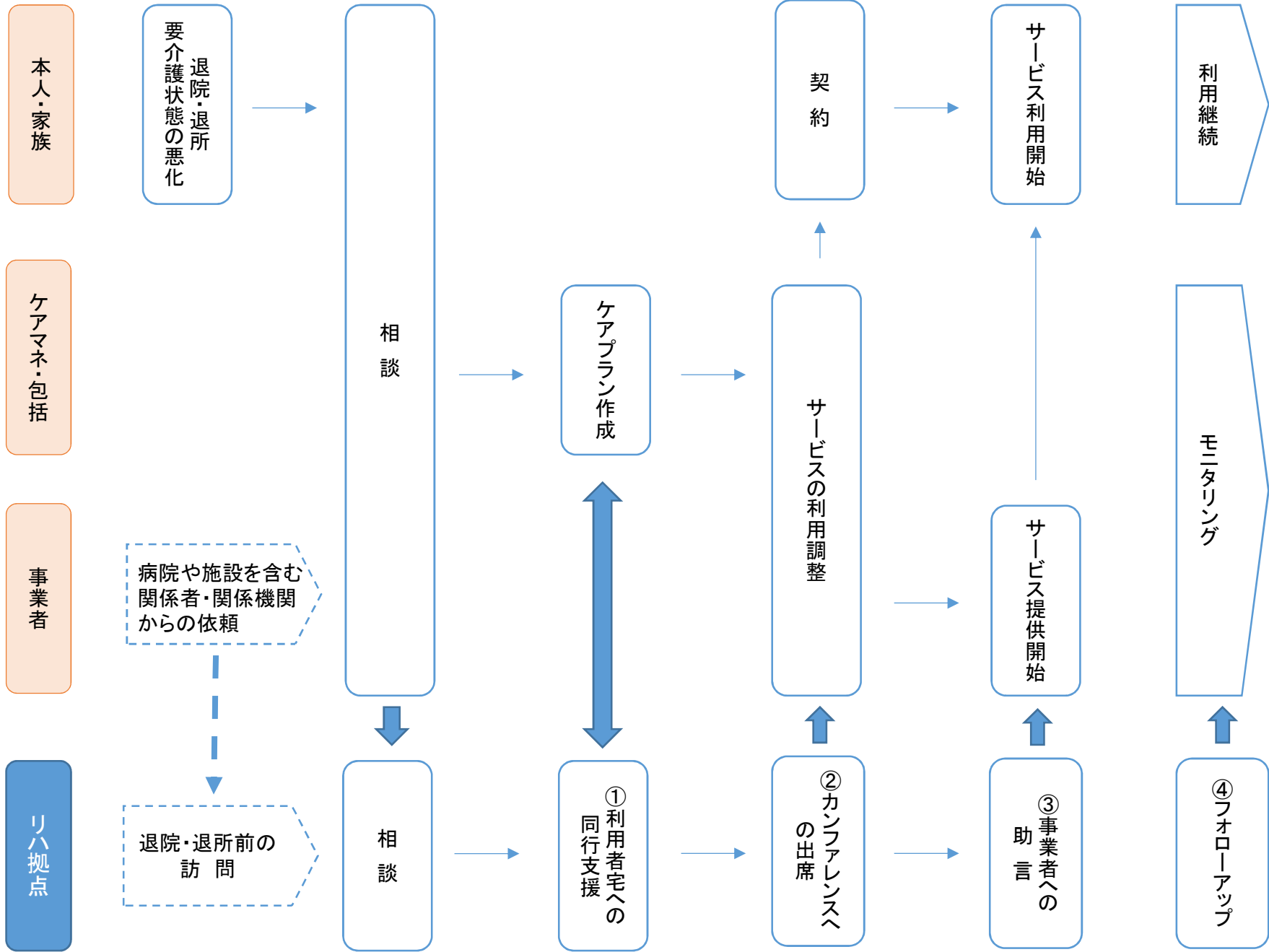
地域リハビリテーション支援拠点事業業務・受託事業所

- (1) 川崎協同病院
- (2) 総合川崎臨港病院
- (3) 介護老人保健施設千の風・川崎
- (4) 介護老人保健施設樹の丘
- (5) 介護老人保健施設たかつ
- (6) 老人保健施設レストア川崎
- (7) 介護老人保健施設よみうりランドケアセンター
- (8) 麻生リハビリ総合病院

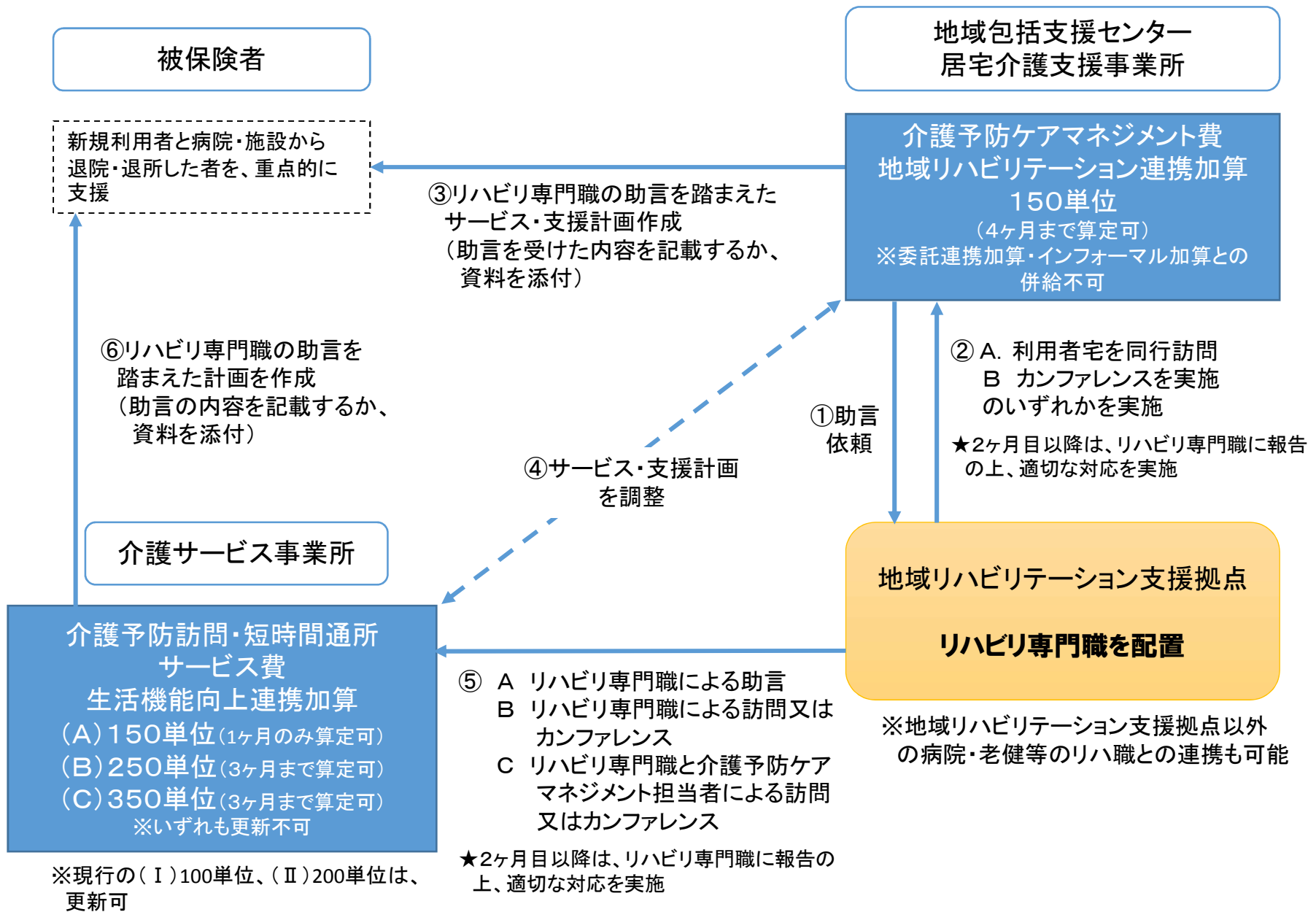
川崎市における地域リハビリテーションの仕組み



【地域リハビリテーション支援拠点の業務フロー】



地域リハビリテーション推進に向けた報酬設定【総合事業サービスの場合】



地域リハビリテーション推進に向けた報酬設定【居宅介護等の場合】

